

地区運営規程

- 第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という。）地区の運営について定める。
- 第2条 地区及び支部の設置又は統合、廃止は、諸規程によるほか、理事会の承認を得ておこない、総会において報告する。
- 第3条 地区は、地区に所属する会員をもって構成する。
2 地区は2支部以上で構成する。
- 第4条 地区には、地区に所属する本会正会員の中から次の役員を置く。但し、地区顧問に限っては賛助会員も可とする。
- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 地区長 | 1名 |
| (2) 副地区長 | 1名以上2名以内 |
| (3) 支部長 | 各支部1名 |
| (4) 副支部長 | 各支部2名以内 |
| (5) 地区代表（本部各委員会）委員 | 1名以上2名以内 |
| (6) 地区代表青年部会幹事 | 1名 |
| (7) 地区代表女性部会幹事 | 1名 |
| (8) 地区会計 | 1名 |
| (9) 地区監査 | 1名以上2名以内 |
| (10) 地区顧問 | 地区に所属する本会の理事退任者 |
- 第5条 本会の目的を達成するために、本会の事業計画及び収支予算に基づく事業等を積極的に実施する地区を設置する。
- 2 地区内の各支部に共通する事業等については、地区の事業として実施する。
- 3 地区は本会及び地区の事業推進及び運営の円滑と適正を図るため、本会委員会に則した次の各地区委員会を設置することができる。
- | |
|---------------|
| (1) 地区総合委員会 |
| (2) 地区広報委員会 |
| (3) 地区公益事業委員会 |
| (4) 地区共益事業委員会 |
- 4 各地区委員会の委員長は、地区に所属する本会の理事又は参事の中から地区役員会での協議をもって1名を選任し、地区長は第4条第4号に規定される本会各委員会の委員として推薦する。
- 5 各地区委員会の委員は、各支部から1名ずつとする。ただし、地区長が必要と認めた場合は、このかぎりではない。

- 第6条 地区長は、本会の理事の中から理事会において選任され、本会の会長（以下「会長」という）が委嘱する。
- 2 副地区長及び支部長は、地区役員会での協議をもって選出し、地区長が推薦し、本規程前条第3項に規定される各地区委員会委員長と共に理事会において参事として選任され、会長が委嘱する。
 - 3 全各項以外の地区役員は、地区役員会での協議をもって地区長が推薦し、本会地区担当副会長（以下「担当副会長」という）が委嘱する。
- 第7条 地区役員の任期については、本会定款第22条を準用する。
- 第8条 地区役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 地区長は、支部を統括し、地区の業務を処理する。
 - (2) 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は、地区の会計を管理する。
 - (4) 監査は、地区業務の執行状況及び会計を監査する。
- 第9条 地区役員会は、担当副会長又は地区長が必要と認めたときに開催し、議事進行は地区長が議長として行う。ただし、地区長欠席の場合は副地区長が代行する。
- 2 地区役員会は、地区役員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
 - 3 地区役員会の決議は、出席役員（委任状を含む）の過半数の同意による。ただし、賛否同数のときは、議長が決する。
- 第10条 地区役員会において、次の事項を決議する。
- (1) 地区の事業報告及び収支報告
 - (2) 地区の事業計画及び収支予算
 - (3) 理事会又は業務執行理事会への上程事項
 - (4) その他、地区長が特に必要と認めた事項
- 第11条 地区運営費については、本会から受ける地区運営費用及び地区の事業計画及び収支予算に計上されている収入をもってこれに当てる。
- 第12条 地区長は、地区で行う諸事業及び会議の報告を、2ヶ月間毎に、所定の様式に記載して担当副会長に提出するものとする。
- 第13条 支部は、本会の目的を達成するために、本会及び地区並びに支部の事業計画及び収支予算に基づく事業等を積極的に実施する。

- 第14条 支部には、第4条に規定する支部長のほか、支部地域内の本会正会員の中から、次の役員を置く。
- (1) 副支部長 2名以内
 - (2) 幹事 若干名
- 2 副支部長及び幹事は、支部長が支部役員会での協議をもって推薦し、地区長が委嘱する。
- 第15条 支部役員の任期については、第7条に準拠する。
- 第16条 支部役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 支部長は、支部の業務を処理する。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は、支部長の指示に従って支部の業務を執行する。
- 第17条 支部役員会は、支部長がこれを招集し、議長となる。
- 2 支部役員会は、役員総数の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
 - 3 支部役員会の決議は、出席役員（委任状を含む）の過半数の同意による。ただし、賛否同数の時は、議長が決する。
- 第18条 支部役員会において、次の事項を決議する。
- (1) 支部の事業報告及び収支報告
 - (2) 支部の事業計画及び収支予算
 - (3) 地区役員会への上程事項
 - (4) その他、支部長が特に必要と認めた事項
- 第19条 支部運営費については、地区から受ける支部運営費用及び支部の事業計画及び収支予算に計上されている収入をもってこれに当てる。
- 第20条 支部長は、支部で行う諸事業及び会議の報告を、2ヶ月間毎に、所定の様式に記載して地区長に提出するものとする。
- 第21条 本規程に定めのない事項については、本会諸規程又は理事会の決議による。
- 第22条 本規程の改廃は、本会規程管理規程の規定に従う。

附 則

- 1 本規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 基準と改め、一部を改正し、平成5年11月26日から施行する。
- 3 規則と改め、一部を改正し、平成11年10月29日から施行する。
- 4 本規則の一部を改正し、平成12年4月24日から施行する。
- 5 本規則の一部を改正し、平成18年12月19日から施行する。
- 6 規程と改め、一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 7 本規程の一部を改正し、条項を整え、平成26年4月1日から施行する。
- 8 本規程の一部を改正し、条項を整え、平成28年2月26日から施行する。